

会計年度任用職員募集要項

任用根拠	会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項）
任用期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
職 種	教育業務支援員
採用予定人数	2 名
従事すべき業務の内容	教職員及び児童生徒の教育活動を支援するための業務を行う。 事務補助（1 名）、進学等補助（1 名）
応募資格	次に掲げる要件をすべて満たす者であって、地方公務員法第 16 条各号及び学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 8 項に規定する特定性犯罪事実該当者に該当しない者。 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務可能な地域に居住していること。 ・心身が健康であり、学校教育に理解と熱意があること。 ・職業に従事している場合にあっては、教育業務支援員の業務に支障がないこと。
勤務日及び勤務時間	1 週間につき 29 時間。（原則 1 日 7 時間 15 分×4 日） 勤務時間については、校長が割り振る。
休 日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）
休 暇	・年次有給休暇 任期・勤務形態に応じて付与 ・その他の休暇 愛媛県会計年度任用職員管理要綱により付与
報 酬 等	・報 酬：職員の給与に関する条例（昭和 26 年愛媛県条例第 57 号）別表第 1 行政職給料表 1 級 14 号給から同表 1 級 22 号給までの各号給の額に基づき、1 年目は、月額 161,749 円を基準とし、勤務日数及び勤務時間により、これを割り落とす。 <ul style="list-style-type: none"> ・通勤費用弁償：会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき支給。 ・期末勤勉手当：会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき支給。
退職に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。 ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・教育業務支援員としてふさわしくない行為があったとき。
退職手当	退職手当の支給はありません。
服 務	任期中、以下の義務を負います。 <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの宣誓 ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 ・信用失墜行為の禁止 ・秘密を守る義務 ・職務に専念する義務 ・政治的行為の制限 ・争議行為等の禁止 ・営利企業への従事等の制限（※兼業を行う場合は、所属長に届け出ること。）
その他	・公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定により補償する。

○ 応募手続きについては、下記までご連絡ください。

愛媛県立川之石高等学校 事務室（0894-36-0550）